

土砂災害防止対策基本指針の一部変更案に関する意見募集の結果について

令和8年5月26日
国土交通省水管理・国土保全局

国土交通省では、令和8年2月14日から令和8年3月8日まで、土砂災害防止対策基本指針の一部変更案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、8件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和8年2月14日（土）～令和8年3月8日（日）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省ホームページに掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームの利用、電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見数：8件（提出者数4名）

3. お問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 意見募集担当
電話番号：03-5253-8111（内線36-164）

以 上

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>「五 法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項」の「3 土砂災害警戒情報の通知及び周知都道府県知事は、関係する市町村長に対し、電子メール、ファックス又は電話等により、土砂災害警戒情報を通知するものとする。その場合、あらかじめ担当者を明確にした連絡体制を整備するとともに、着信確認を行うなど、確実に通知するものとする。」という記載について、削除もしくは見直すべき（2件）。</p>	<p>変更前の指針において、着信確認は、市町村への土砂災害警戒情報の確実な通知を担保するため手段の例示として記載していたところです。都道府県においては、引き続き、土砂災害防止法の趣旨に則り、電話連絡による着信確認に限らず、市町村に対して土砂災害警戒情報を確実に通知する必要があります。具体的な手段は、都道府県や市町村の実情に応じて定められるものと考えております。</p>
<p>現行の土砂災害防災対策基本指針（告示）（以下「現行指針」という。）における「共同発表」に係る条項は削除すべきであり、あわせて「通知・周知」を明示した記載へ修正すべき。</p>	<p>都道府県と地方気象台等の役割や関係する法律に変更がないことから、引き続き同様の記載とします。</p>
<p>新名称「レベル4 土砂災害危険警報」について、住民向けの簡易呼称（例：「土砂災害レベル4 警報」）を併記し、防災アプリ・防災無線・ハザードマップに統一表記を義務付けるべき。</p>	<p>「レベル4 土砂災害危険警報」という名称を用いることを基本としていますが、ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>「比較的安全な避難場所」という曖昧な記載ではなく、少なくとも「標高差〇</p>	<p>土砂災害からの避難行動は、立退き避難が原則ですが、当該記載は、土砂災害</p>

<p>m 以上」「土砂災害警戒区域外」など、客観的な目安を指針に明記すべき。併せて自治体が地域ごとの「代替避難場所リスト」を作成する際のガイドラインも整備すべき。</p>	<p>警戒区域の区域外に指定緊急避難場所等を確保することが困難である場合や、立退き避難を行うことでかえって命の危険が及びかねない場合の避難行動に関する記載となります。客観的な目安については、今後も引き続き被害実態の情報を収集し、改善を図ってまいります。</p>
<p>変更内容の実効性の検証と見直しができるよう、施行後 1 年以内に実施状況調査を行い、必要に応じて指針を全面見直す旨の附則を必ず明記すべき。</p>	<p>運用開始後も、気象庁や都道府県と密に連携を取り、随時フォローアップを実施していく予定ですが、ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>中小自治体の負担が大きいため、簡易マニュアルと財政支援メニュー（国庫補助の拡充）をセットで用意するほか、変更施行から 2 年間は経過措置を設け、段階的な対応を認めるべき。</p>	<p>新たな防災気象情報の運用開始に当たっては、これまで 2 系統で提供されていた土砂災害に関する警戒レベル相当情報を 1 系統に統一することで、市町村をはじめとする情報受信者側の判断や運用に係る煩雑さを低減し、実務負担の軽減を図ることとしています。</p> <p>また、制度変更に伴う現場対応への影響に配慮し、運用開始後 2 年間については経過措置として、従来の情報形式についても継続提供する予定です。</p>
<p>土砂災害警戒情報と気象庁警報を「一体運用」としているが、実際の通知フロー・重複防止策・自治体への即時共有方法が不明確なので、運用マニュアルを別途作成・公開すべき。</p>	<p>新たな防災気象情報の運用開始に合わせて、「都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き」を改定し、公表予定です。</p>